

新岡垣風土記

第445回

山田村大庄屋 秋武 五八郎②

岡垣歴史文化研究会 羽山 健一

『秋武文書』の元文2(1737)年2月付け、遠賀郡代宛ての「先祖書上」を紹介する。

長政公様御国入りの節、私先祖・秋武主水と申す者、播磨より召連れなされ、遠賀郡山田村にて居屋敷二反、その節百姓三人にて持ち居り申す地所米六俵にお買い遊ばせられ、主水に拝領仰せ付けなされ、只今まで持ち居り申し候。古野山三千五百坪共に拝領地と申し伝え、今に持ち居り申し候。

秋武主水は、山田秋武氏の始祖・秋武主水正重氏のことである。黒田長政の招請で山田村に住居を構え、屋敷地と山林を拝領したと伝承しているのである。

一、右主水、御知行義千二百石仰せ付けなされる処、極老仕り倅利兵衛若年に付き、御知行を上へ指し上げ申



▶『秋武文書』284「先祖書上」

す処、又々御田地三町三反拝領仰せ付けなされ候。五六代以前類焼に御証文焼失

仕る。その後御田地は所持仕り候へども、御年貢上納仕り村並みに相成り申し候。居屋敷、古野(山)を□□持ち居り申し候。申し伝える処証文も御座無く候へども、承伝事書き上げ申

すように仰せ付けなされ、恐れながら書き上げ仕り候。

黒田長政が主水正重氏に知行給付を予定したが、お断りした結果、田地を拝領したのである。その田地は年貢免除であったが、現在は村並みの年貢を上納しているとしている。また、証文類は居宅の火災で焼失したとあるが、別の文書には元禄期以前の火災と記されている。倅の利兵衛は、重氏の2男で初代の山田村大庄屋である。

一、美作様御先祖様、右主水お不便に思召上る者にて、御国入りの時分御肝煎りを以て、山田村へ居屋敷拝領仕る。主水倅利兵衛より大庄屋役仰せ付けなされ、その子七右衛門、その子同七右衛門、その子藤五郎、その子市三郎、その子五八郎、その子私迄、美作様より名をも御付け下され候。毎年正月五日、お目見えに罷り出で申し候。先祖の主水、御国へ御忠孝仕る者の由、申し伝えにて御座候。御証文等は前に申し上げ候通り、数代以前焼失仕り候儀故、承け及びの通り申し上げ候様仰せ付けなされ、恐れながら申し上げ候。以

元文二年二月十九日

樋口貞右衛門様
河村武左衛門様

美作様御先祖とは、三奈木黒田家の第6代当主・黒田美作一誠の先祖で初代の三左衛門一成のことである。三奈木黒田家は、福岡藩の筆頭家老で知行1万6千石、三奈木(朝倉市)に屋敷を構えていた。黒田一成が秋武重氏の山田村居住や利兵衛の大庄屋就任に尽力したと述べているのである。また、利兵衛以来の秋武家当主の名付け親、諱を与えたとしている。秋武家では、重氏・重勝・重由・重種など「重」を通字としている。黒田一成の父は加藤又左衛門で、諱は重徳である。加藤重徳は、黒田長政の父・官兵衛が荒木村重の有岡城に監禁された時の牢番である。秋武重氏は、加藤重徳と特別な関係があるのではないかと思われるのである。毎年正月5日に三奈木黒田家当主にお目見えとあるが、別の書上には、

正月五日御屋敷へ上がり御料理頂戴仕り、金子百疋・足袋十二足拝領仕来り居り申し候。六月・十二月御屋敷上がり、料理頂戴仕来り居り申し候。

とある。金子百疋は、銭1貫文(千文)のことである。秋武家と三奈木黒田家との関係は、その後も続くのである。

※「先祖書上」の紹介文中、判読できない部分は「□□」と表記しています。